

表 4.2-49(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素 量(DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

## 備考

1. アルカリ性法とは次のものをいう。試料 50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1ml を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10ml を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1ml とアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5ml を加えてよう素を遊離させて、それを力値の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぶん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。

$$COD(0mg/L) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times fNa_2S_2O_3 \times 1000/50$$

(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(ml)

(b) : 蒸留水について行なった空試験値(ml)

$fNa_2S_2O_3$  : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力値

2. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。

3. 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

注 3) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日環境省告示第35号)

表 4.2-49(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産1種 及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

## 備考

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

注3) 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日環境省告示第35号）

表 4.2-49(3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に 保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日環境省告示第35号）

表 4.2-49(4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上	
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	

## 備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日環境省告示第35号）

表 4.2-50(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）の類型指定状況

ア海域 (COD 等)

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
伊勢湾 水域	名古屋港 (甲)	木曾川左岸導流堤南端と外港第1航路第1灯標（北緯34度58分6秒, 東経136度47分55秒）を結ぶ線、同地点と知多市と常滑市の境界である陸岸の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	C	5年を超える期間で可及的速やかに達成	平成14年3月29日環境省告示
	名古屋港 (乙)	木曾川左岸導流堤南端と木曾川右岸導流堤先端を結ぶ線、同地点と外港第1航路伊勢湾燈標を結ぶ線、同地点と矢田川河口右岸を結ぶ線および陸岸により囲まれた海域であって、名古屋港(甲)に係る部分を除いたもの	B	5年以内で可及的速やかに達成	昭和46年5月25日閣議決定
	常滑地先 海域	矢田川河口右岸から美浜町稻早川河口右岸に至る陸岸の地先海域であって、陸岸から1,000m以内の部分	B	5年以内で可及的速やかに達成	
衣浦湾 水域	衣浦港	衣浦大橋より湾奥の衣浦港	C	5年以内で可及的速やかに達成	昭和45年9月1日閣議決定

イ海域 (全窒素及び全りん)

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
伊勢湾 水域	伊勢湾 (イ)	木曾川左岸導流堤南端から伊勢湾灯標まで引いた線、同灯標から名古屋港南5区埋立地南端まで引いた線、同埋立地東端から日長川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	IV	直ちに達成	平成14年3月15日環境省告示
	伊勢湾 (ハ)	二本木川河口左岸から大野港北防波堤灯台まで引いた線、大野港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾(イ)及び伊勢湾(ロ)に係る部分を除いたもの	III	直ちに達成	
	伊勢湾 (ニ)	羽豆岬から篠島北端まで引いた線、同島南端から伊良湖岬まで引いた線、同地点から大王埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾(イ)、伊勢湾(ロ)及び伊勢湾(ハ)に係る部分を除いたもの	II	直ちに達成	
三河湾 水域	三河湾 (イ)	衣浦港防波堤及び陸岸により囲まれた海域	IV	5年以内で可及的速やかに達成	平成7年10月11日愛知県告示

出典：「水質環境基準と水域類型の指定状況」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

表 4.2-50(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）の類型指定状況

ウ海域（水生生物の保全に係る水質環境基準）

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
伊勢湾 水域	伊勢湾 (イ)	伊勢湾（イ）～（ト）を除く全域（三河湾を除く）	海域 生物 A	直ちに 達成	平成 24 年 11 月 2 日 環境省告示
	伊勢湾 (ハ)	知多半島北部の浅場 (富具崎港南西端の陸地の地点と同地点から西方 500m の地点 (北緯 34 度 45 分 51 秒、東経 136 度 50 分 01 秒) を結ぶ線、同港西防波堤先端と同港北防波堤先端を結ぶ線、小鈴谷漁港（小鈴谷地区）北防波堤先端と同港（小鈴谷地区）南防波堤先端を結ぶ線、同港（大谷地区）北防波堤先端と同港（大谷地区）南防波堤先端を結ぶ線、苅屋漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、常滑港南防波堤（りんくう町）先端と同港南防波堤（保示町）先端を結ぶ線、愛知県常滑市りんくう町中部臨空都市港湾部西防波堤先端と同港湾部南防波堤先端を結ぶ線、鬼崎漁港（榎戸地区）西防波堤先端と同港（榎戸地区）北防波堤先端を結ぶ線、同港（榎戸地区）北防波堤先端と同港（榎戸地区）南防波堤先端を結ぶ線、同港（蒲池地区）北防波堤先端と同港（蒲池地区）南防波堤先端を結ぶ線、大野漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、愛知県知多市大草の陸地の地点 (北緯 34 度 56 分 53 秒、東経 136 度 49 分 35 秒) と同地点から西方 2500m の地点 (北緯 34 度 56 分 53 秒、東経 136 度 48 分 00 秒) を結ぶ線、水深 15m の等深線及び陸岸により囲まれた海域（ただし、中部国際空港船着場北東端の陸地の地点と同船着場南東端の陸地の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。）)	海域 生物 特 A	直ちに 達成	
三河湾 水域	三河湾 (ト)	碧南市港南町の陸地の地点 (北緯 34 度 49 分 21 秒、東経 136 度 57 分 51 秒) と同地点から南東 9,440m の地点 (北緯 34 度 44 分 40 秒、東経 137 度 00 分 16 秒) を結ぶ水深 5m の等深線、同地点と同地点から西南西 1,750m の地点 (北緯 34 度 44 分 15 秒、東経 136 度 59 分 15 秒) を結ぶ線、同地点と同地点から西北西 3,150m の地点 (北緯 34 度 44 分 30 秒、東経 136 度 57 分 28 秒) を結ぶ線、同地点と衣浦港西防波堤西端の陸地の地点を結ぶ水深 5m の等深線及び陸岸により囲まれた海域	海域 生物 A	直ちに 達成	令和 4 年 3 月 29 日 愛知県告示

出典：「水質環境基準と水域類型の指定状況」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-50(3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）の類型指定状況

エ海域（底層溶存酸素量）

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
伊勢湾 水域	伊勢湾 (全域。 ただし、 名古屋港 及び伊勢 湾央部に 係る部分 を除 く。)	羽豆岬（北緯34度41分42秒、東経136度58分20秒）から篠島北端（北緯34度41分8秒、東経137度0分30秒）まで引いた線、同島南端（北緯34度39分59秒、東経137度0分20秒）から伊良湖岬（北緯34度34分48秒、東経137度0分55秒）まで引いた線、同地点から大王崎（北緯34度16分42秒、東経136度54分7秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、名古屋港及び伊勢湾央部に係る部分を除いたもの	生物 1	—	令和4年 12月20日 環境省告示
	名古屋港	高潮防波堤（鍋田堤）の南東端（北緯35度0分43秒、東経136度47分51秒）と高潮防波堤（中央堤）の北西端（北緯35度0分34秒、東経136度48分6秒）を結ぶ線、高潮防波堤（中央堤）の南東端（北緯34度59分51秒、東経136度49分12秒）と高潮防波堤（知多堤）の北西端（北緯34度59分38秒、東経136度49分32秒）を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	生物 2	—	

出典：「水質環境基準と水域類型の指定状況」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

表 4.2-51 水産用水基準

項目	河川		湖沼		海域		
BOD	自然繁殖の条件	生育の条件	—		—		
	3mg/L 以下	5mg/L 以下					
	2mg/L 以下 (サケ、マス、アユ)	3mg/L 以下 (サケ、マス、アユ)					
COD <sup>注1</sup>	—		自然繁殖の条件	生育の条件	一般海域…1mg/L 以下 ノリ養殖場及び閉鎖性内湾沿岸域…2mg/L 以下		
			4mg/L 以下	5mg/L 以下			
			2mg/L 以下 (サケ、マス、アユ)	3mg/L 以下 (サケ、マス、アユ)			
全リン	—		0.1mg/L 以下 (コイ、フナ) 0.05mg/L 以下 (ワカサギ) 0.01mg/L 以下 (サケ科・アユ)		環境基準における 水産 1 種 0.03mg/L 以下 水産 2 種 0.05mg/L 以下 水産 3 種 0.09mg/L 以下 ノリ養殖場の最低濃度無機態窒素 0.007～0.014mg/L 以下		
全窒素	—		1 mg/L 以下 (コイ、フナ) 0.6mg/L 以下 (ワカサギ) 0.2mg/L 以下 (サケ科・アユ)		環境基準における 水産 1 種 0.3mg/L 以下 水産 2 種 0.6mg/L 以下 水産 3 種 1.0mg/L 以下 ノリ養殖場の最低濃度無機態窒素 0.07～0.1mg/L 以下		
D0	6mg/L 以上 (サケ、マス、アユには 7mg/L 以上)				6mg/L 以上 内湾漁場の夏季低層で最低限維持すべき濃度…4.3mg/L (3mL/L)		
pH	6.7～7.5 (生息する生物に悪影響を及ぼすほど pH の急激な変化がないこと。)				7.8～8.4		
懸濁物質 (SS)	1. SS25mg/L 以下 (人為的に加えられる SS5mg/L 以下) 2. 忌避行動等の反応を起こさせる原因とならないこと。 3. 日光透過を妨げ、水生植物の繁殖、成長に影響を及ぼさぬこと。		サケ、マス、アユ SS 1.4mg/L 以下 透明度 4.5m 以上	温水性魚類 SS 3.0mg/L 以下 透明度 1.0m 以上	人為的に加えられる SS2mg/L 以下 海藻類の繁殖適水位において必要な照度が保持され、その繁殖、成長に影響を及ぼさないこと。		
着色	光合成に必要な光の透過が妨げられること。忌避行動の原因とならないこと。						
水温	水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温変化のないこと。						
大腸菌群	1000MPN/100mL 以下 (生食用のカキ飼育: 70MPN/100mL 以下)						
油分	水中には油分が含まれないこと、水面に油膜が認められること。						
有害物質	有機物質の基準値は、表 1、表 2 および表 3 に掲げる物質ごとに同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。						
底質	有機物等により汚泥床、ミズワタ等の発生を起こさないこと。				(乾泥として) COD20mg/g 以下 硫化物 0.2mg/g 以下 n-ヘキサン抽出物質 0.1% 以下		
	1. 微細な懸濁物が岩面、または礫、砂利等に付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。 2. 溶出して有害性を示す成分を含まないこと。						

注 1) 湖沼では酸性法、海域ではアルカリ性法である。(海域における COD 水産用水基準はアルカリ性法、COD 環境基準は酸性法である。アルカリ性法 COD 値 = 酸性法 COD 値 × 0.6)

出典: 「水産用水基準2000年版」(平成12年12月 公益社団法人 日本水産資源保護協会)

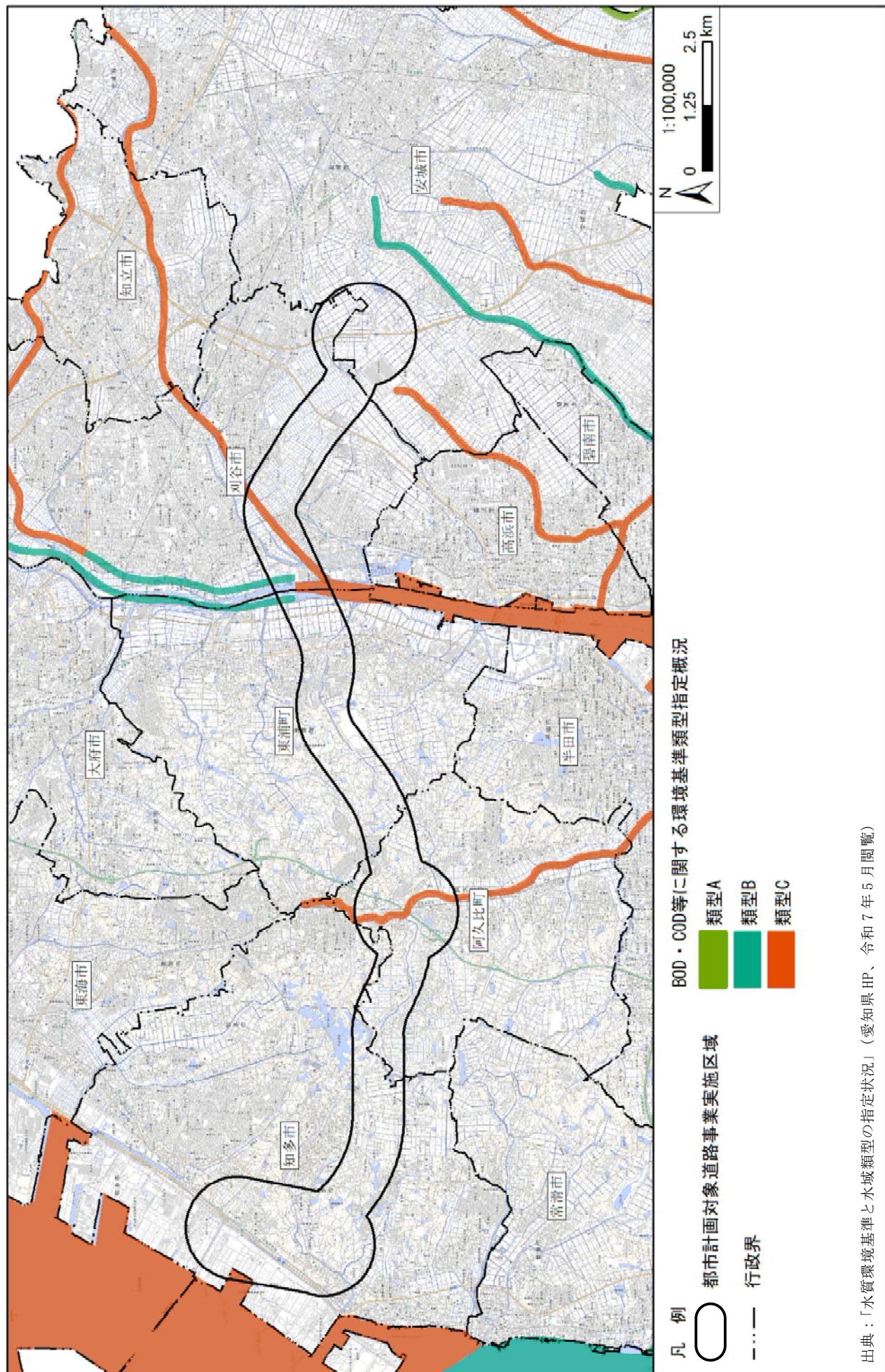


図 4.2-30(1) 水質類型指定状況図 (BOD・COD)

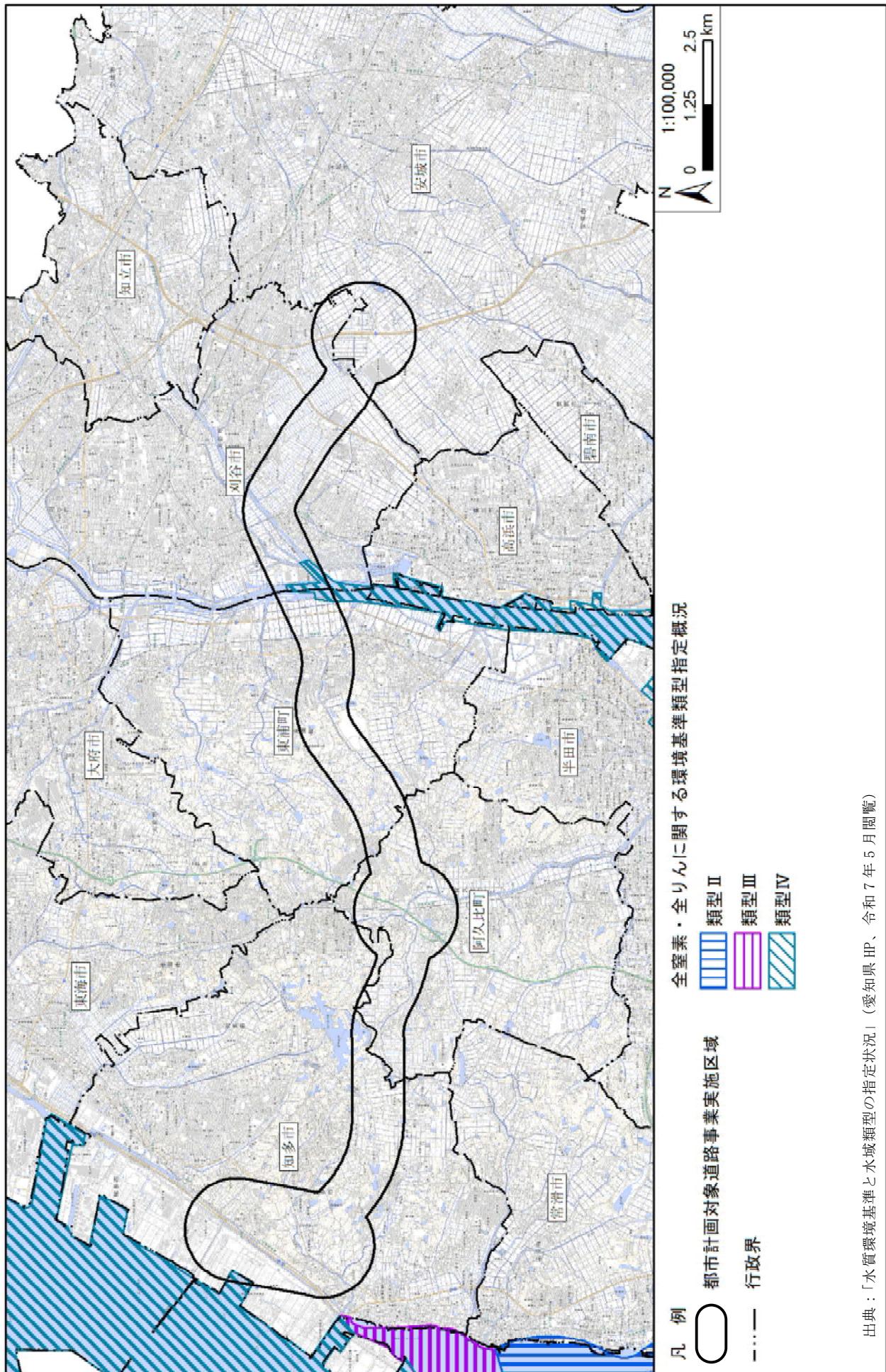


図 4.2-30(2) 水質類型指定状況図（全窒素・全憲）

出典：「水質環境基準と水域類型の指定状況」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

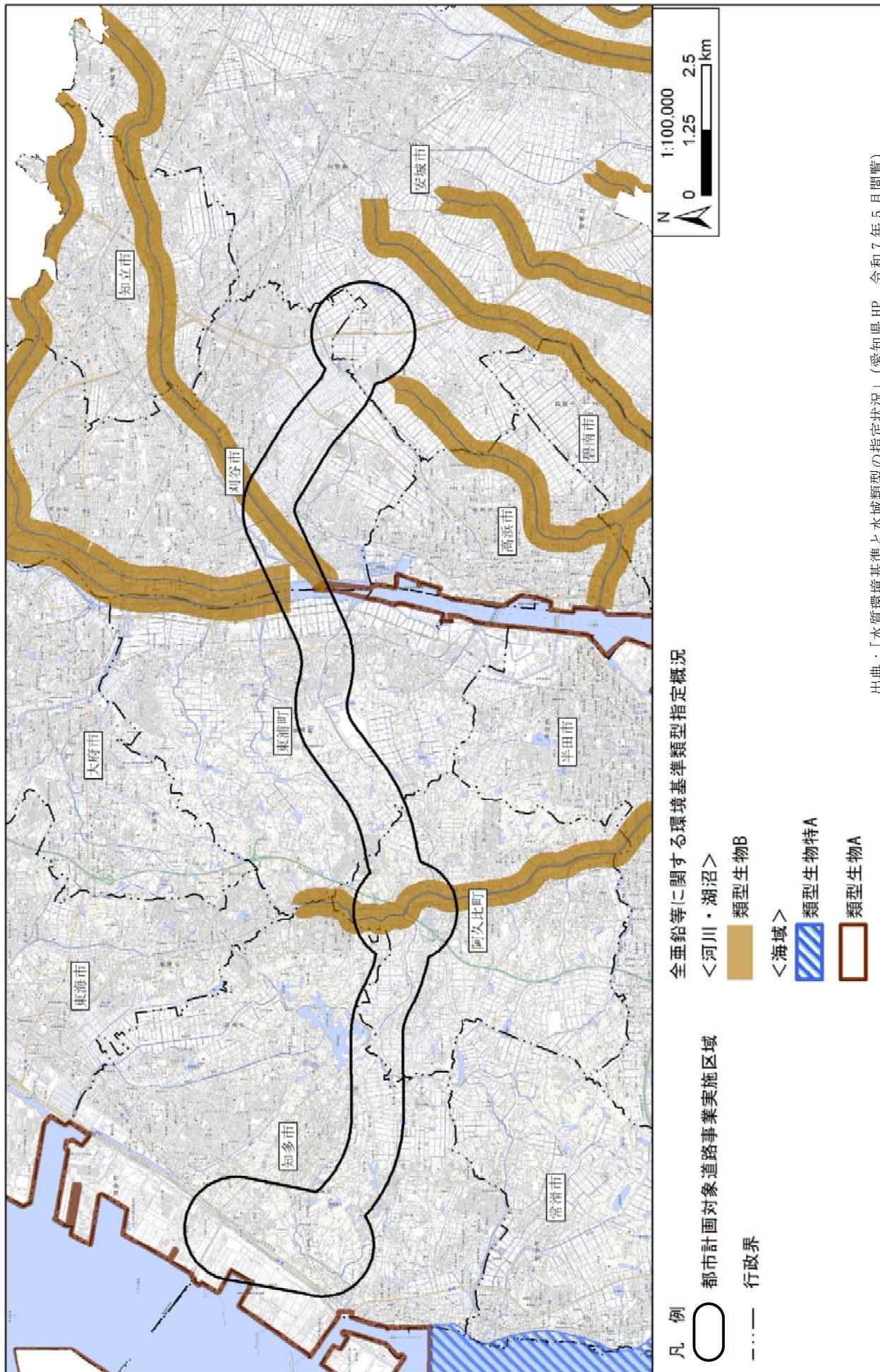


図 4.2-30(3) 水質類型指定状況図 (全垂鉛)

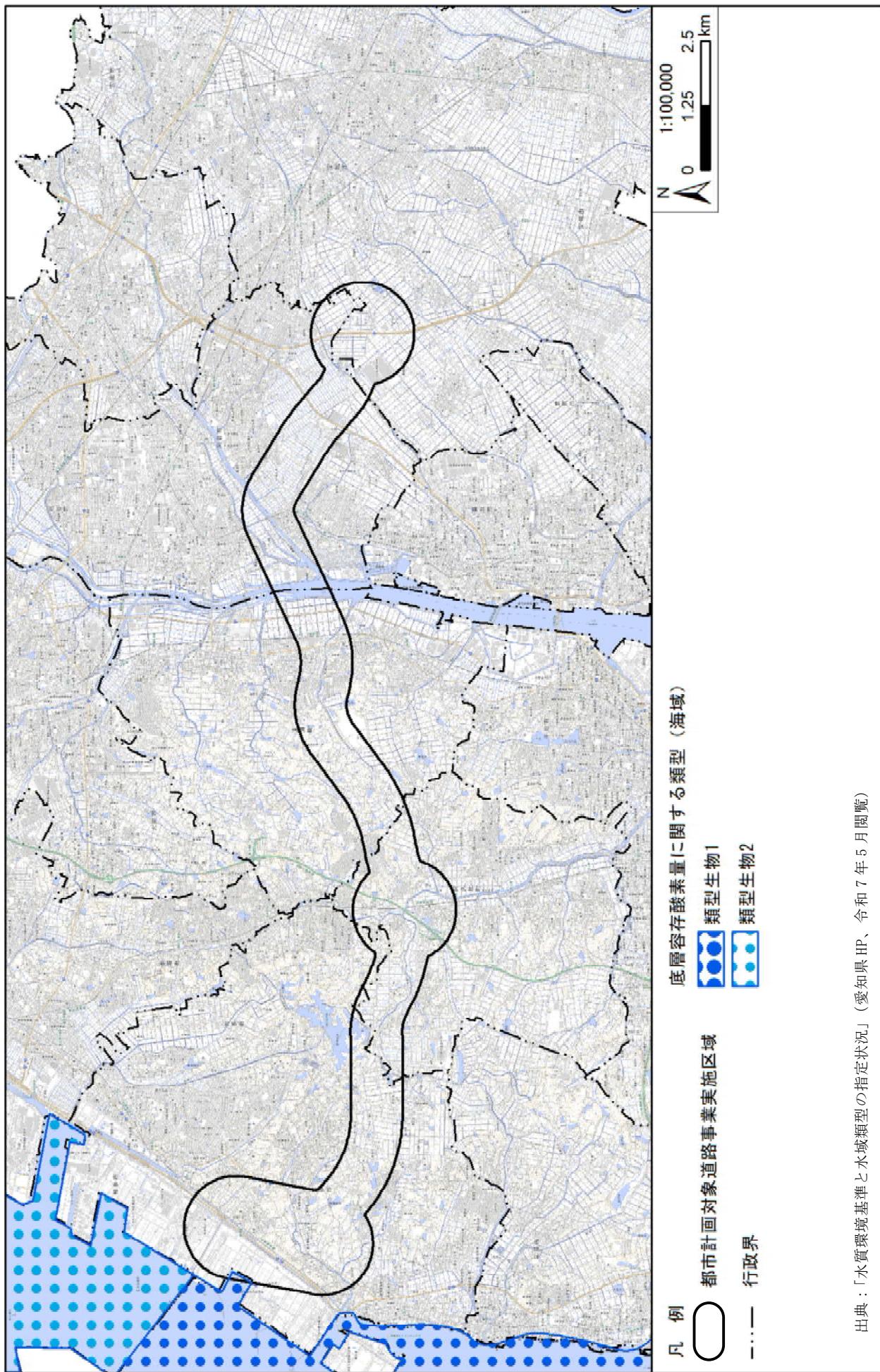


図 4.2-30(4) 水質類型指定状況図 (底質溶存酸素量)

出典：「水質環境基準と水域類型の指定状況」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）